



埼玉県報

第2198号

平成22年7月6日

火曜日

目次

告示



- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [埼玉県危機管理防災センター（仮称）映像設備の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)
- [宅地建物取引業者の聴聞\(建築安全課\)](#)
- [県道野田岩槻線の区域変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第九百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ビッグハートリンク
- 三 代表者の氏名
綿 祐二
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県富士見市ふじみ野東一丁目三番地四 ブライト・キャメロット五〇一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害のある者同士、職員、そして、地域の人たちと手を取り合い携えて、自立し自由に生きていくことができる社会の構築、生活の場の確立を目指す。

告 示

埼玉県告示第九百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人らぶ・あいず
- 三 代表者の氏名
菊地 芳江
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市三光町三十三番三（川越フラワーホーム八 八号室）
- 五 定款に記載された目的
この法人は、視覚障害者が仕事を持ち、地域社会との関わりを通じて充実したより豊かな日々を送ることができるようにサポートし、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人C I L ひこうせん
- 三 代表者の氏名
木村 浩章
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市栄町二十二番五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、どんな障害があろうとも地域で生活をする障害者に対し、自立生活や社会参加の促進と支援を行い、障害を問わず自分の夢が実現出来る社会を目指すことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百六十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県危機管理防災センター（仮称）映像設備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県危機管理防災部危機管理課危機管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年5月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 落札金額
83,779,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年3月30日

告 示

埼玉県告示第九百六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
（変更前） 特定非営利活動法人くらしサポート
（変更後） 特定非営利活動法人ママ・サポート
- 三 代表者の氏名
岡嶋 明美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市南区辻一丁目九番一 六一七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域社会と市民に対し、医療・健康・食育・子育てに関わる生活の支援と推進および調査・研究の実施を行い、豊かな市民社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）戸田氷川町商業施設開発計画

戸田市氷川町二丁目四千四百四十四番地 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）荷さばき施設について

・ 周辺住民の生活に配慮して、騒音等に注意した上で、荷さばき作業を行うこと。

・ 店舗北側の道路上で荷さばき作業を行わないこと。

（二）給排気口施設について

・ 店舗敷地南側の土地は、今のところ駐車場及び更地だが、将来的、住宅系の土地利用も考えられるため、排気口の位置と向きに配慮すること。

（三）交通安全等について

・ 児童生徒の登下校時や休日等の時間帯における安全確保について、万全な体制を行うこと。

・ 深夜及び早朝のトラック等の出入りには、充分配慮を行うこと。

（四）駐車場について

・ 店舗と駐車場間の道路（市道三一二八号線）横断者に対する事業者としての安全対策を行うこと。

二 縦覧期間

平成二十二年七月六日から平成二十二年八月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

告示

埼玉県告示第九百七十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十二年七月六日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号 又は氏名	主たる事務所の所在地
平成二十二年七月二十七日 午後二時三十分	末広住建株式会社 代表取締役 高木 拓也	越谷市蒲生寿町十九ー二十二

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

職員会館 二〇一会議室

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年七月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 野田岩槻線

三 道路の区域

旧新別	旧(A)	新(A)	新(B)
区 間	(旧・新A) 春日部市大枝字屋敷前七七七番地一先 から同市大場字前一〇一一番地一一先ま で		(新B) 春日部市大畑字前一七九番地一先から 同市大場字前一〇一一番地一一先まで
(メートル) 幅員	八・七〇〇～一六・七〇	八・七〇〇～四〇・六五	十六・〇〇〇～三三・四〇
(メートル) 延長	七二〇・〇〇		四九五・四〇
備 考	(A)及び(B)は、 関係図面に表示する敷地の 区分である。新(A)一部は、 春日部市道として引き継ぐ 予定		

告 示

埼玉県選管告示第八十八号

平成二十二年七月十一日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十二年七月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

- 一 日時 平成二十二年七月十三日 午後一時三十分
- 二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室C

告 示

埼玉県選管告示第八十九号

平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十二年七月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十二年七月十三日 午後一時三十分

二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室C

告 示

埼玉県参埼選告示第二号

平成二十二年七月十一日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の参観
人員を十人に制限する。

平成二十二年七月六日

参議院埼玉県選出議員選挙選挙長 加藤 憲

告 示

埼玉県参比選告示第一号

平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における埼玉県選挙分会の参観人員を十人に制限する。

平成二十二年七月六日

参議院比例代表選出議員選挙埼玉県選挙分会長 島 野 直

告 示

埼玉県参比選告示第二号

平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における埼玉県選挙分会の選挙立会人となるべき者につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条の規定により行うべきくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十二年七月六日

参議院比例代表選出議員選挙埼玉県選挙分会長 島 野 直

一 日 時 平成二十二年七月九日 午前十時三十分

二 場 所 埼玉県選挙管理委員会室